

別記第3号様式（第5条関係）

雑誌スポンサー制度に基づく雑誌スポンサー名等の表示に関する覚書

雑誌スポンサー制度に基づく雑誌スポンサー名等の表示について、柳井市教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を交換した。

（スポンサー名等を表示する雑誌）

第1条 乙は、柳井市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき選定したスポンサー名等を表示する雑誌（以下「雑誌」という。）は、次のとおりとする。

	雑誌名	図書館名
1		
2		
3		

2 提供に係る雑誌（以下「提供雑誌」という。）の受領者への納品は、当該雑誌の最新号の発売日から5日以内とする。ただし、事故等により納品が遅れた場合であって、教育委員会の許可を得たときは、この限りではない。

（スポンサー名等の表示方法）

第2条 甲は、乙から前条の雑誌の最新号にカバーを掛けて、スポンサー名等を当該カバーに表示し、雑誌架にも表示するものとする。なお、当該最新号が盗難の恐れ等により配架できない場合は、甲乙協議の上、雑誌を適当と認めた場所に配架するものとする。

（スポンサー名等の表示の期間）

第3条 スポンサー名等の表示期間（以下「期間」という。）は、原則として甲が決定した月の翌月から3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、乙からスポンサー名等の表示の中止届による中止の意思表示がない場合は、自動的に期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（雑誌購入代金の支払方法等）

第4条 雑誌の代金の支払いは、甲が指定する納入業者に乙が直接支払うものとする。乙は、納入業者から請求を受けたら、指定された期日までに支払うものとする。

2 振込手数料は、乙の負担とする。

3 雑誌が休刊又は廃刊したときは、甲乙協議の上、別の雑誌に振り替える等必要な措置を講ずるものとする。

4 甲は、雑誌が紛失又は破損した場合において特定できる利用者の過失による場合を除くほか、補填しないものとする。

（スポンサー名等の表示の中止の届出）

第5条 乙は、スポンサー名等の表示を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに、実施要綱に定める雑誌スポンサー名等の表示の中止届（様式第4号）を甲に届け出なければならない。

（雑誌スポンサーの取消し）

第6条 甲は、乙が本覚書に定める義務を履行しないときは、柳井市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱第9条により決定を取り消すことができる。

2 甲は、前項の取消しが決定した場合は、速やかに乙に通知するものとし、取り消した
ことにより生じた乙の損害に対して補償しない。

(協議)

第7条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決する
ものとする。

以上のおり覚書を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各
1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 柳井市南町一丁目10番2号
名 称 柳井市教育委員会 印

乙 所在地
名 称
代表者 印